

# EX-ICサービス（E予約専用W）規約

本規約は、西日本旅客鉄道株式会社（以下、「当社」という。）が提供するエクスプレス予約コーポレートサービスのうち、EX-ICサービス等について定めるものとする。

## 第1章 総則

### 第1条（総則）

1. 本規約は、「エクスプレス予約コーポレートサービス（E予約専用W）規約」（以下、「EX予約コーポレート規約（E予約専用W）」という。）の附則とし、EX予約コーポレート規約（E予約専用W）と本規約との間で重複または競合する内容については、本規約が優先するものとする。
2. 「エクスプレス・カード（E予約専用W）会員規約」（以下、「カード会員規約」という。）に定める法人会員（以下、単に「法人会員」という。）は、カード会員規約に定めるカード使用者（以下、単に「カード使用者」という。）及びカード会員規約に定めるIC乗車票使用者（以下、単に「IC乗車票使用者」という。）に本規約を周知する義務を負うものとする。

### 第2条（用語の定義）

1. 本規約における主な用語の定義は、以下のとおりとする。
  - (1) 「EX-ICカード」とは、東海旅客鉄道株式会社（以下、「JR東海」という。）が法人会員を対象に貸与するICチップを内蔵するカードをいう。
  - (2) 「EX-ICカード番号」とは、EX-ICカードを識別するためにEX-ICカードごとに付与されたEX-ICカードに固有の番号をいう。
  - (3) 「記名式EX-ICカード」とは、法人会員名と個人のカード使用者名がカードの表面に記載されているEX-ICカードをいう。
  - (4) 「非記名式EX-ICカード」とは、法人会員名と会社、部署等のカード使用者名がカードの表面に記載されているEX-ICカードをいう。
  - (5) 「提携企業」とは、法人会員またはカード使用者に対して付帯サービスを提供する企業として、当社が別に定める企業をいう。
  - (6) 「当社指定路線」とは、EX-ICサービスにより締結することができる特別な旅客運送契約により乗車することができる路線として当社が別に定める鉄道路線をいう。
  - (7) 「会員情報」とは、カード使用者またはカード会員規約に定める管理責任者がEX予約コーポレート規約（E予約専用W）第2条の定めにより登録した事項（EX予約コーポレート規約（E予約専用W）第3条の定めにより変更された事項を含む。）をいう。
  - (8) 「IC乗車票」とは、EX-IC運送契約において約定した乗車列車、区間、利用設備等EX-IC運送契約に基づく旅客運送請求権の主な内容が記載された証票をいう。
2. 本規約に定めのない用語の定義については、カード会員規約およびEX予約コーポレート規約（E予約専用W）に定めるところによるものとする。

### 第3条（本規約の変更）

1. 当社は、事前に法人会員およびカード使用者に通知することなく本規約を変更できるものとし、変更後は、変更後の内容のみ有効とする。本規約を変更した場合、第2章、第3章および第4章についてはカード使用者の1人が変更後にEX-ICサービスまたは付帯サービスのいずれかを利用、もしくはEX-ICカードを使用したことをもって、それ以外の各章についてはEX-ICサービスまたは付帯サービスのいずれかを利用、もしくはEX-ICカードを使用してEX予約コーポレート規約（E予約専用W）第9条に定める受取を行ったことをもって、法人会員およびカード使用者が変更後の規約に同意したものとみなす。
2. 当社は、前項の変更起因して、法人会員、カード使用者もしくはIC乗車票使用者または第三者が被った不利益については、一切の責任を負わない。

## 第2章 EX-ICサービス

### 第4条（EX-ICサービス）

EX-ICサービス（以下、「本サービス」という。）とは、エクスプレス予約コーポレートサービスの一種であり、携帯電話またはパソコン等による申込により、当社指定路線の旅客運送契約の締結、変更、解約等（以下、「締結等」という。）をすることができるサービスをいう。ただし、本サービスにより締結等を行うことができる旅客運送契約は、当社が別に定める乗降場（以下、「駅」という。）において入出場する際にEX-ICカード等が必要等の特別な旅客運送契約（以下、「EX-IC運送契約」という。）となる。また、EX-IC運送契約は、乗車区間等の条件によっては、運賃等が高額となる等、他の旅客運送契約によるよりも法人会員、カード使用者またはIC乗車票使用者にとって不利になる場合がある。

### 第5条（EX-IC運送契約の内容）

EX-IC運送契約の内容は、当社指定路線のうち当社路線については、当社が別に定める「EX-ICサービス運送約款」によるものとし、当社指定路線のうち他社路線については、JR東海が定める約款によるものとする。

### 第6条（利用環境、受付期間、受付時間）

1. 本サービスを利用するための通信端末、ソフトウェア等利用環境については、当社のエクスプレス予約ホームページ (<https://expy.jp/>)（以下、「エクスプレス予約ホームページ」という。）により周知するものとする。
2. 本サービスによりEX-IC運送契約締結等の申込を受け付ける期間および時間は、当社が別に定めるところによるものとする。

### 第7条（申込）

カード使用者は、本サービスによりEX-IC運送契約の締結等を申し込むにあたり、カード使用者の責任において、EX-IC運送契約の内容を確認したうえで申し込むものとする。

## 第8条（申込および決済の方法、契約の成立等）

1. カード使用者は、本サービスによりE X－I C運送契約の締結を申し込む場合、本サービスのW e bサイト上にて当社が別に定める操作を行うものとする。
2. 前項の申込に対する当社からの承諾の通知は、申込操作完了後の本サービスのW e bサイト画面への表示または会員情報として登録された電子メールアドレスへの電子メールの送信のうち、当社が別に定める方法により行うものとする。
3. 前項の当社からの承諾の通知がなされた時点で、カード使用者と当社の間でE X－I C運送契約が成立するものとする。なお、当社はカード使用者に対し、申込が成立した旨の回答の通知とあわせて、「お預かり番号」の通知を行うものとする。
4. 第2項の通知が電子メールによって行われる場合、当社が電子メールを送信するときに会員情報として登録された電子メールアドレスに宛てた電子メールがメールサーバーに到達した時点をもって、通知が完了したものとみなす。
5. 前項において、会員情報として登録された電子メールアドレスが不正確であった場合、このために電子メールの到達が遅れ、または到達しなくとも、当社は、通常到達すべきときに到達したものとみなす。
6. E X－I C運送契約の運賃等は、カード会員規約第3条に定めるハウスカード番号（以下、「ハウスカード番号」という。）によって決済することとする。なお、カード使用者の本サービスによりE X－I C運送契約を締結できる可能額は、カード会員規約に定める利用可能枠（以下、「カード番号利用可能枠」という。）による制限を受ける。また、E X－I C運送契約の締結可能件数は、エクスプレス予約ホームページにより周知するものとする。
7. 第3項の定めによりE X－I C運送契約が成立した時点において、E X－I C運送契約の運賃等の決済手続が行われるものとする。
8. カード使用者は、本サービスによりE X－I C運送契約の変更、解約等を申し込む場合、本サービスのW e bサイト上にて当社が別に定める操作を行うものとする。
9. 前項の変更、解約等は、申込に対する当社からの承諾の通知がなされた時点で、変更、解約等が成立するものとする。また、変更、解約等の承諾の通知は、申込操作完了後の本サービスのW e bサイト画面への表示または会員情報として登録された電子メールアドレスへの電子メールの送信のうち、当社が別に定める方法により行うものとする。なお、変更、解約等の承諾の通知が電子メールによって行われる場合については、第4項及び第5項の規定を適用する。
10. 前項により、第6項により決済した運賃等に払いもどすべき過剰金もしくは新たに収受すべき不足金または手数料が生じた場合、ハウスカード番号により精算することとする。なお、E X－I C運送契約の変更を行う場合は、原則として変更後のE X－I C運送契約を改めて締結したのち、変更前のE X－I C運送契約の解約を行う。したがって、カード使用者の本サービスによりE X－I C運送契約を変更できる可能額は、カード番号利用可能枠による制限を受ける場合がある。ただし、法人会員もしくはカード使用者から当社に申し出があり、当社が特に認める場合または運行不能その他当社が妥当と認める場合には、現金その他の手段により精算することがある。

11. カード使用者は、本サービスによりEX-IC運送契約の締結等の申し込みをした後、別に定める所要回答時間を経過した後においても当社から承諾の通知がされない場合には、当社が別に定めるエクスプレス予約サポートダイヤル（以下、「EXサポートダイヤル」という。）まで速やかに電話連絡を行い、その指示に従うものとする。

12. IC乗車票使用者は、IC乗車票の受取を除くIC乗車票の取扱いに限り、EX-IC運送契約の締結をした者とみなすものとする。

#### 第9条（契約の締結、変更後の取り扱い）

法人会員またはカード使用者は、本サービスにより締結、変更したEX-IC運送契約の内容について、その有効期間中は、当社が別に定める営業時間内において、本サービスのWebサイト上にて確認することができる。

### 第3章 付帯サービス

#### 第10条（付帯サービス）

当社または提携企業は、特典として本サービスに付帯するサービス（以下、「付帯サービス」という。）を法人会員またはカード使用者に提供することがあり、法人会員またはカード使用者は、当社または提携会社が別に定める方法により、付帯サービスを利用することができる。付帯サービスの内容、利用方法等については、当社ホームページまたはエクスプレス予約ホームページへの掲示等の方法により通知する。

### 第4章 サービスの変更、中断、終了等および通知方法等に関する定め

#### 第11条（本サービス等の変更、中断、終了等）

1. 当社は、事前に法人会員およびカード使用者に通知することなく、本サービスまたは付帯サービス（総称して「本サービス等」という。）の内容を変更することができるものとし、変更後は、変更後の内容のみ有効とする。

2. 当社は、事前に法人会員およびカード使用者に通知することなく、本サービス等の提供に必要なシステム、機器、ネットワークその他の設備（以下、総称して「システム等」という。）を変更することができるものとする。

3. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、事前に法人会員およびカード使用者に通知することなく、本サービス等の一部または全部の提供の中断もしくはカード使用者のシステム等へのアクセス制限その他必要な措置を実施することができるものとする。

(1) システム等の保守、点検を行う場合。

(2) システム等に障害が発生した場合。

(3) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、火災、停電、天災、その他の非常事態または当社の責によら

ない何らかの事由により、本サービスを通常どおり提供できなくなった場合。

(4) その他、当社が本サービス等の提供上、必要と判断した場合。

4. 当社は、事前に法人会員およびカード使用者に通知することなく、本サービス等の一部または全部の提供を終了させることができるものとする。

5. 当社は、前各項の本サービス等の内容の変更、システム等の変更、提供の中断もしくはシステム等へのアクセス制限その他必要な措置の実施または提供の終了に伴って法人会員、カード使用者または第三者に生じた不利益については、一切の責任を負わない。

## 第12条（通知の方法）

1. 当社から法人会員またはカード使用者への本サービス等の内容およびその取り扱い等に関する通知は、本サービスのWebサイトもしくは当社ホームページまたはエクスプレス予約ホームページ上への掲示、会員情報として登録された電子メールアドレスへの電子メールの送信、電話番号への電話連絡、法人会員の所在地への郵便物の送付等の当社が適当と認める方法のいずれかにより行うものとする。

2. 前項の通知が本サービスのWebサイトまたは当社ホームページまたはエクスプレス予約ホームページ上への掲示によって行われる場合、掲示された時点をもって通知が完了したものとみなす。

3. 第1項の通知が電子メールによって行われる場合、当社が電子メールを送信するときに会員情報として登録された電子メールアドレスに宛てた電子メールがメールサーバーに到達した時点をもって、通知が完了したものとみなす。

4. 第1項の通知が郵便物の送付によって行われる場合、当社が郵便物を送付するときに法人会員の所在地に宛てた郵便物が当該所在地に到達した時点をもって、通知が完了したものとみなす。

5. 前2項において、会員情報として登録された電子メールアドレスまたは法人会員の所在地が不正確であった場合には、このために電子メールもしくは郵便物の到達が遅れ、または到達しなくとも、当社は、通常到達すべきときに到達したものとみなす。

6. 当社は、電子メールもしくは郵便物の到達が遅れ、または到達しなかったことにより、法人会員、カード使用者または第三者に生じた不利益については、一切の責任を負わない。

## 第13条（例外的扱い）

当社は、当社が特に必要と認めた場合、第2章から本章までの定めと異なる扱いをすることができるものとする。

## 第5章 EX-ICカード

### 第14条（EX-ICカードの発行および効力）

1. JR東海は、法人会員に対し、JR東海が必要と認める種類および枚数のEX-ICカードを発行し、貸与する。

2. EX-ICカードの所有権は、JR東海に属し、法人会員は、本規約により使用することが認

められたカード使用者への貸与を除き、第三者に、預託、譲渡、担保提供その他 J R 東海の所有権を侵害することはできない。

3. 法人会員およびカード使用者は、善良なる管理者の注意を持って E X - I C カード（内蔵する I C チップに記録された情報を含む）を使用、管理しなければならない。
4. カード使用者は、E X - I C 運送契約により当社指定路線に乗車する場合であって E X - I C カードにより当社が別に定める駅において入出場するとき、または付帯サービスを利用するときは常に E X - I C カードを携帯し、当社、J R 東海または提携企業の係員より呈示を求められたときは、速やかにこれを呈示しなければならない。この呈示がない場合、カード使用者は、E X - I C 運送契約により当社指定路線へ乗車することができないこと、または付帯サービスの全部または一部の提供を受けられないことがある。
5. E X - I C カードは、E X - I C カード表面に記載されたカード使用者以外は使用できない。
6. E X - I C カードには記名式 E X - I C カードと非記名式 E X - I C カードがある。
7. E X - I C カードが第三者に使用された場合、法人会員は、承諾したと否とにかかわらず、その使用によって生じた一切の責任・債務・負担等を負うものとする。

#### 第 15 条（E X - I C カードの有効期限および更新）

1. E X - I C カードの有効期限は、J R 東海が別に指定する日までとする。ただし、J R 東海が必要と認め、当社が法人会員に通知した場合には、E X - I C カードの有効期限を変更することができるものとする。
2. 前項にかかわらず、E X - I C カードの有効期限前に、当社または J R 東海の都合により E X - I C カードを予告なく交換することがある。
3. E X - I C カードの有効期限が満了する場合、法人会員から E X - I C カードの更新を希望しない旨の通知がない E X - I C カードについて、当社または J R 東海が引き続き適当と認めるときは、E X - I C カードの有効期限が満了するまでに、有効期限を更新した E X - I C カードを自動的に発行し送付する。

#### 第 16 条（E X - I C カードの返却等）

1. 法人会員、カード使用者または I C 乗車票使用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当社、J R 東海または提携企業は、法人会員またはカード使用者に対し、E X - I C カードの返却を求めるないし本サービス等の提供を終了することがある。なお、次の各号の規定は、I C 乗車票の取扱いについても準用する。
  - (1) 本規約に違反した場合。
  - (2) 当社が定める期間内において、1 回も本サービスを利用していない場合。
  - (3) E X - I C カードを当該カード表面に記載のあるカード使用者以外の第三者に使用させた場合。
  - (4) E X - I C カードを不正乗車（不正乗車をする目的で乗車したことが明らかな場合を含む。）または公序良俗に反する行為に使用した場合。
  - (5) 換金目的による E X - I C 運送契約の締結または付帯サービスの利用等、E X - I C カード

の使用状況が適当でないと当社が認めた場合。

- (6) EX-ICカード本体または内蔵するICチップに記録された情報を故意に破壊、改ざん、複写、移動または第三者に提供等した場合。
  - (7) 法人会員が株式会社ジェーシービーへの約定支払額の支払いを怠った場合等、同社よりEX-ICカードの使用を停止するよう依頼を受け、当社がこれを妥当と判断した場合。
  - (8) EX-IC運送契約の内容について、当社またはJR東海が定める約款に重大な違反をした場合、もしくは繰り返し違反した場合。
  - (9) 当社またはJR東海から複数のEX-ICカードを貸与されている場合で、他のEX-ICカードについて本項のいずれかの事由に該当した場合。
  - (10) その他、法人会員またはカード使用者のEX-ICカードの使用が適当でないと当社が認めた場合。
2. 前項により法人会員またはカード使用者がEX-ICカードの返却を求められた場合、カード使用者が当社との間に締結したその時点で有効なEX-IC運送契約に基づく権利その他EX-ICカードに基づく権利は、無効となる。
  3. 法人会員は、法人会員でなくなった場合、速やかにEX-ICカードを当社に返却するものとする。ただし、当社およびJR東海が特に認める場合には、JR東海がEX-ICカードの所有権を放棄し、法人会員またはカード使用者の責任においてEX-ICカードを処分させることができるものとする。
  4. 法人会員は、法人会員でなくなった後であっても、EX-ICカードに関して生じた一切の責任、債務、負担等を負うものとする。

#### 第17条 (EX-ICカードの紛失、盗難および不正使用)

1. 法人会員またはカード使用者は、EX-ICカードを紛失し、または盗難に遭った場合には、速やかに最寄りの警察署に届けるとともに、当社が別に定めるエクスプレスICカード紛失盗難デスクに電話連絡を行い、EX-ICカードの利用停止を申し出るものとする。その上、法人会員は当社所定の届出書を当社宛に提出するものとする。
2. 法人会員またはカード使用者のEX-ICカードの使用・管理について、次の各号のいずれかに該当する場合には、第14条第7項の定めその他、そのために生じた一切の損害は法人会員が負担するものとする。
  - (1) 法人会員またはカード使用者の故意または重大な過失に起因して、紛失、盗難または不正使用が発生した場合。
  - (2) 法人会員またはカード使用者の関係者が紛失、盗難または不正使用に関与した場合。
  - (3) 本規約に違反している状況において紛失、盗難、不正使用が発生した場合。
  - (4) 当社または当社が指定する者が行う被害状況調査等に協力をしない場合。
  - (5) 不正使用の際にカード使用者のパスワードが使用された場合。
  - (6) 第1項の申し出又は届出書の内容が虚偽である場合。
3. 当社は、第1項の申し出を受領した場合、当社が別に定める期間内に不正使用等の防護措置その他の所定の手続をとるものとする(以下、当社が別に定める期間を「防護措置期間」という。)。防護措置期間経過後に生じたEX-ICカードの不正使用については、前項各号に該当する場合

を除き、第14条第7項の定めにかかわらず、法人会員は一切の責任・債務・負担等を負わないものとする。

4. カード会員規約第3条に定める貸与カード（以下、「貸与カード」という。）を紛失し、または盗難に遭った場合、もしくはカード会員規約に定めるカード情報（以下、「カード情報」という。）が漏洩等し、その後、EX-ICカードが第三者により不正使用された場合の補償については、カード会員規約第26条による。
5. 法人会員またはカード使用者がEX-ICカードを紛失し、または盗難に遭った場合であっても、貸与カードを紛失し、または盗難に遭い、もしくはカード情報が漏洩等していなければ、カード会員規約第26条に定める補償はなされない。

#### 第18条（EX-ICカードの再発行）

1. EX-ICカードにかかわる情報の管理・保護等、業務上必要と判断した場合には、JR東海は、事前に法人会員およびカード使用者に通知することなくEX-ICカード番号その他必要な事項を変更して再発行することができるものとする。
2. 法人会員がEX-ICカードの紛失・盗難・毀損・滅失等のため、当社の定める再発行手続きを行い、これを当社が認めた場合には、JR東海はEX-ICカードを再発行する。
3. 前各項のEX-ICカードの再発行の際には、法人会員またはカード使用者は、EX-ICカードを保有していれば、これを当社に返却しなければならない。ただし、当社が特に認める場合には、JR東海がEX-ICカードの所有権を放棄し、法人会員またはカード使用者の責任においてEX-ICカードを処分させることができるものとする。
4. 法人会員は、第2項によりEX-ICカードの再発行を受ける場合には、当社所定の再発行手数料を負担するものとし、その費用はハウスカード番号等により決済するものとする。

#### 第19条（当社の免責事項）

当社は、EX-ICカードの使用に関して、次の各号の不利益については、一切の責任を負わない。

- (1) カード使用者のEX-ICカードの使用上の誤りにより法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益。
- (2) 当社が別に定める利用環境以外での本サービス利用のほか、システム等にかかわる通信回線やコンピュータの障害等により、システム等が中断・遅滞・中止したことにより法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益。
- (3) 貸与カード、エクスプレス予約サービスの案内冊子、EX-ICカード等に記載された連絡先の名称、電話番号、受付時間等の変更により法人会員、カード使用者または第三者の被った不利益。
- (4) 当社が第17条第1項の申し出を受領した場合で、防護措置期間内に発生した不正使用等により、法人会員、カード使用者または第三者の被った不利益。



## 第6章 その他

### 第20条（債権譲渡および債権供担保の禁止）

法人会員およびカード使用者は理由の如何を問わず、本規約に基づき当社に対して有する債権を第三者に譲渡、貸与または担保に供してはならないものとする。

### 第21条（相殺禁止）

法人会員およびカード使用者は理由の如何を問わず、本規約に基づく金銭債務を、当社に対するいかなる債権とも相殺することはできないものとする。

### 第22条（合意管轄裁判所）

本規約に関して生じた一切の法律上の紛争については、大阪地方裁判所または大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附則

平成27年12月2日改正